

議案第63号

北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例の一部を改正する条例

北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例（平成3年北上市条例第163号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 下水道事業の職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、<u>6月及び12月に職員</u>の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 勤勉手当は、<u>職員</u>の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 下水道事業の職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第14条 期末手当は、<u>6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員</u>に対し、<u>その者の在職期間</u>に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。<u>これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。</u></p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第15条 勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員</u>に対し、<u>基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の</u></p>

(給与の減額)

第16条 [略]

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

(給与の減額)

第16条 [略]

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、市長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料（給料の調整額を含む。）及びこれに対する地域手当その他市長が定める手当を減額した給与を支給する。

3 職員が修学部分休業（職員が大学その他の市長が定める教

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第16条の2 [略]

(特定の職員についての適用除外)

育施設における修学のため2年を超えない範囲内において市長が指定する期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)又は高齢者部分休業(職員が市長が定める年齢に達した日後であって、市長が定める日以後、その申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(北上市職員の定年等条例(平成3年北上市条例第23号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第16条の2 [略]

2 第14条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(市長が定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第15条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第18条 第5条、第6条、第7条の2及び第9条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員又は地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(非常勤職員の給与)

第19条 企業職員で職員以外の者については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

第18条 第5条、第6条、第7条の2及び第9条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員には適用しない。

(非常勤職員の給与)

第19条 非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）については、他の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

附 則

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

2 当分の間、職員（市長が定める職員を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日（次項において「特定日」という。）以後の給料月額は、北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）附則第16項の規定による給料月額を基準として、市長が定めるものとする。

3 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（次項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、市長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定による給料月額のほか、北上市一般職の職員の給与条例附則第18項及び第19項の

規定を基準として市長が定める方法により算出した額を給料として支給する。

4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、前項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

5 前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定に基づき採用された職員をいう。）

とみなして、この条例による改正後の北上市下水道事業職員の給与の種類及び基準条例第18条及び第19条の規定を適用する。

令和4年12月1日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

職員の定年の年齢の引上げに伴い、下水道事業の職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の職員の給料の月額について定め、及び職員の高齢者部分休業について定める等所要の改正をしようとするものである。